

対馬空港 A 2 - B C P

令和 2 年 3 月

長崎県対馬空港管理事務所

対馬空港A2 - B C P 改正記録表

改正番号	改正年月日	起案番号	改正内容
1	2020/3/25	H31-14080-00198	新規制定

目次

1．被害想定	...1
2．統括的災害マネジメントに向けた目標設定	...1
3．総合対策本部	...2
4．対応計画	
(1) B - P l a n (Basic Plan：基本計画)	...7
4 - 1．滞留者対応計画	
4 - 2．早期復旧計画	
(2) S - P l a n (Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画)	...10
4 - 3．電力供給機能	
4 - 4．通信機能	
4 - 5．上水道機能	
4 - 6．燃料供給機能	
4 - 7．空港アクセス機能	
5．外部機関との連携	...15
6．情報発信	...16
7．訓練計画	...16
8．各施設の担当部署と技術者の配置状況	...17

1. 被害想定

地震及び悪天候による被害想定は、対馬市地域防災計画に従い以下のとおりとする。

(1) 地震

想定規模

対馬市地域防災計画と同じ長崎県内全域の地震（マグニチュード6.9：震度6強）とする。

被害状況

対馬市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・空港施設の周囲の斜面が崩壊する。
- ・上水管が破損し、漏洩する。
- ・空港から国道にアクセスする県道が寸断され、孤立化が想定される。
- ・ターミナルビル、管理事務所の建物が損壊する。

(2) 悪天候等

想定規模

- ・大雨：数十年に一度の特別警報に相当する大雨
- ・暴風：数十年に一度の特別警報に相当する台風や温帯低気圧により予想される暴風。

被害状況

以下を想定。

- ・台風の影響により空港に接続する電柱・電話柱が倒れ、電力や通信回線が喪失する。
- ・浸水により非常用電源設備に影響する。
- ・空港から国道にアクセスする県道が倒木による塞がれる。

2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) 滞留者の安全・安心の確保

- ・自然災害発生後に空港アクセスが途絶えたとしても、最低限24時間空港内に滞在することが可能となるよう、必要な備蓄品（非常食、飲料水、等）の確保等により環境を整備
- ・自然災害発生後72時間はPBB（パッセンジャーボーディングブリッジ）、業務用端末、放送機器、消火ポンプなどの緊急時必要とされる電力を維持。

(2) 航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・大規模地震により被災した場合であっても、気象警報解除後復旧作業が開始でき次第、10日間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧。

- ・特別警報級の気象（大雨、台風、等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後72時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

3. 総合対策本部

(1) 総合対策本部の設置

- ・対馬空港においては、自然災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、空港全体としての機能維持・復旧等について、別表の設置基準を踏まえ総合的な調整の必要が認められるときは、総合対策本部を設置し、必要な空港関連事業者を招集するものとする。
- ・総合対策本部事務局は対馬空港管理事務所が担うこととし、設置場所は対馬空港管理事務所（3階 会議室）とする。
- ・総合対策本部の設置基準は事案の大きさに応じて、第1段階（事務担当者の招集）または、第2段階（本部長等の招集）とする。また、空港運用に多大な影響を及ぼすと想定される場合は、第1段階から第2段階へ引き上げるものとする。

(2) 総合対策本部の構成

- ・総合対策本部の構成は別表の総合対策本部参集基準の通りで、本部長を対馬振興局長、副本部長を対馬空港ターミナルビル株式会社社長とする。
- ・現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、対馬空港管理事務所長、対馬空港ターミナルビル株式会社課長とする。
- ・第1段階の構成員は第2段階の構成員より委任を受けた事務担当者とする。第2段階の構成員は各組織の長もしくは判断権限を有するものとする。

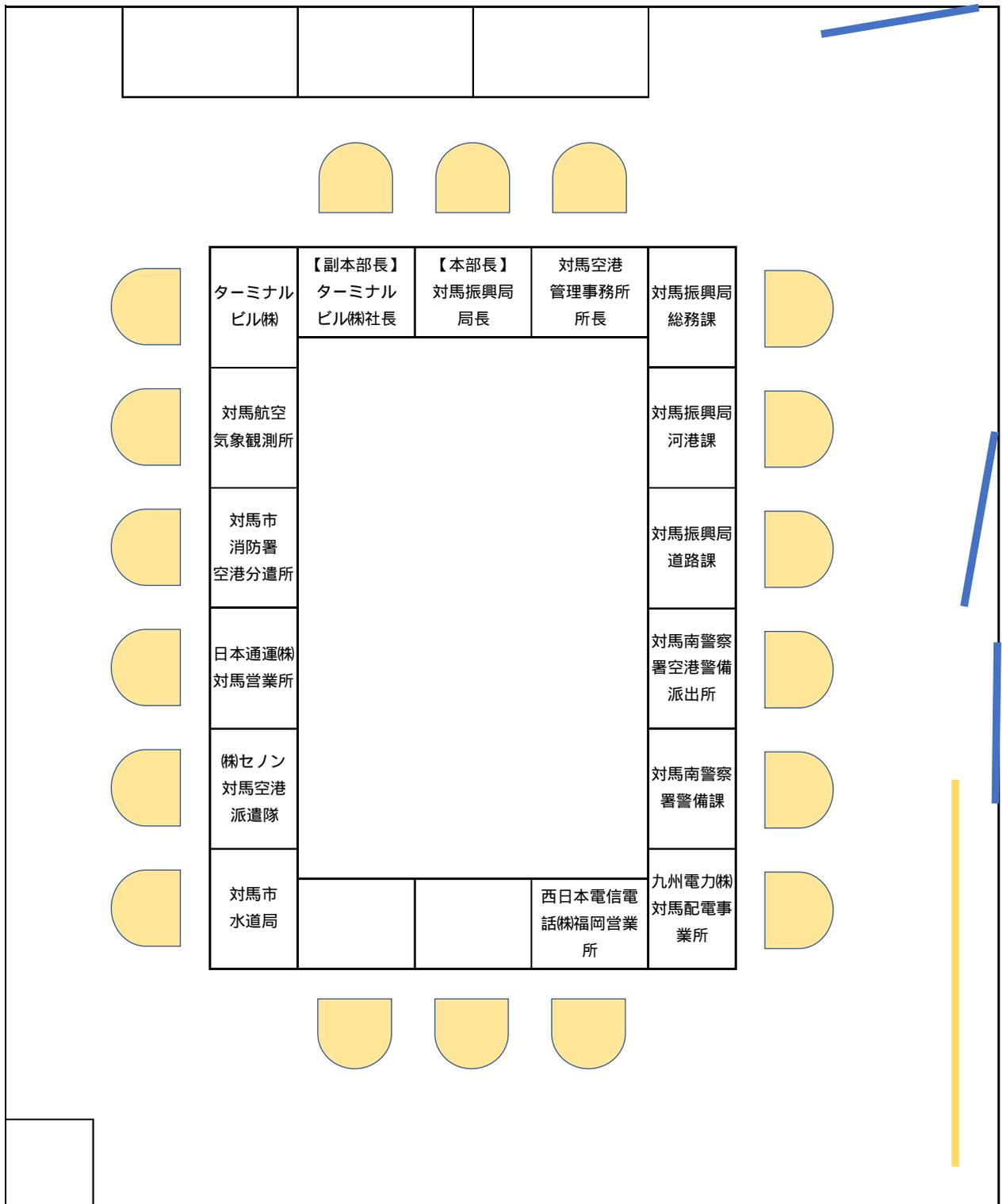
(3) 総合対策本部の役割

- ・総合対策本部は、次の事項を行う。
 - 自然災害に関する情報の一元的な収集、記録・整理、関係機関等への発信
 - 被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断
 - 決定事項に基づく関係機関への指示・要請
 - 被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請
 - 運航状況の把握（情報収集）

対馬空港A2-BCP 総合対策本部構成員一覧

事業区分		機関名
官公庁	空港管理者	対馬振興局 対馬空港管理事務所
	国土交通省	大阪航空局 福岡空港事務所 システム運用管理センター
	気象	対馬航空気象観測所 (一財)航空機安全運航支援センター対馬事務所
	自衛隊	陸上自衛隊 対馬警備隊
	警察	対馬南警察署警備課
		対馬南警察署空港警備派出所
	消防	対馬市消防署空港分遣所
	長崎県	対馬振興局 管理部 総務課
		対馬振興局 建設部 道路課
対馬振興局 建設部 河港課		
対馬市	総務課 地域安全防災室	
ターミナルビル		対馬空港ターミナルビル(株)
航空会社	全日本空輸株式会社	
	オリエンタルエアブリッジ(株)	
テナント		対馬空港ターミナルビル(株)
貨物事業者		日本通運株式会社福岡航空支店対馬営業所
警備		(株)セノン対馬空港派遣隊
ライフライン	上水道	対馬市水道局
	電力	九州電力株式会社 対馬配電事業所
	通信	西日本電信電話株式会社 福岡支店
	燃料供給業者	株式会社新出光 厳原支店
アクセス	バス	対馬交通株式会社
医療		長崎県対馬病院

総合対策本部レイアウト（対馬空港管理事務所 3階）



総合対策本部の設置基準

対象事案	招集連絡	設置基準	
		第1段階 (事務担当者の招集)	第2段階 (総合対策本部長等の招集)
地震	右記の地震発生をもって招集	下対馬で震度5強の地震が観測されたとき	下対馬で震度6弱以上の地震が観測されたとき
②大雨	特別警報等の発表をもって招集	対馬空港又は対馬市美津島付近に記録的短時間大雨情報が発表されたとき	下対馬に大雨に関する特別警報が発表されたとき
暴風・台風	特別警報等の発表をもって招集	下対馬に最大瞬間風速50m/s及び暴風域5時間継続が見込まれるとき	下対馬に暴風・台風に関する特別警報が発表されたとき

総合対策本部参集基準

事業区分	機関名	地震	悪天候	電力喪失	通信機能喪失	上水道機能喪失	燃料供給機能喪失	空港アクセス機能喪失	
官公庁	対馬空港管理事務所	○	○	○	○	○	○	○	
	大阪航空局 福岡空港事務所 システム運用管理センター								
	気象 対馬航空気象観測所 (一財) 航空機安全運航支援センター-対馬事務所	○	○						
	自衛隊 陸上自衛隊 対馬警備隊								
	警察	対馬南警察署警備課							
		対馬南警察署空港警備派出所							
		対馬市消防署空港分遣所	○	○		○	○		
	長崎県	対馬振興局 管理部 総務課							
		対馬振興局 建設部 道路課							
		対馬振興局 建設部 河港課							
対馬市	総務課 地域安全防災室								
ターミナルビル	対馬空港ターミナルビル(株)	○	○	○	○	○	○		
航空会社	全日本空輸株式会社								
	オリエンタルエアブリッジ株式会社								
テナント	対馬空港ターミナルビル(株)								
貨物事業者	日本通運株式会社福岡航空支店対馬営業所								
	株式会社新出光 蔵原支店								
警備	株式会社新出光 蔵原支店								
	株式会社新出光 蔵原支店								
	対馬交通株式会社								
ライフライン	対馬市水道局								
	九州電力対馬配電事業所								
	西日本電信電話株式会社 福岡支店								
アクセス	株式会社新出光 蔵原支店								
	対馬交通株式会社								
医療	長崎県対馬病院								

：対馬空港総合対策本部へ参集

：対馬空港総合対策本部への参集が困難または不要と判断される場合は連絡体制を確保

4 - 1 . 滞留者対応計画

(1) 被害想定

- ・大規模な自然災害（地震・大雨等）の発生により対馬空港が機能停止となり、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と従業員を合わせて、空港内で夜間を過ごす滞留者が150人発生。
- ・滞留者が空港内で最大24時間滞在。

(2) 行動目標

- ・自然災害発生後、24時間以内に滞留者を安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたるとともに、1時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。

(3) 役割分担

表4 - 1 - 1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの被害状況の収集・整理 ・総合対策本部の設置、関係機関と連絡体制の構築（関係機関から提供された情報を一元化しフィードバック） ・（必要に応じて）自衛隊等外部機関への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者防止に必要な情報の周知を各事業者へ依頼
対馬振興局総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・救難用資機材（毛布、飲食等）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港関係機関等から災害情報の収集、伝達 ・緊急物資の受入 ・管理事務所への業務支援 	
対馬空港ターミナルビル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布（アルミブランケット）の準備 ・発電機の準備 ・バックアップ電源の維持・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客の安全確保（避難誘導、滞り場所の安全確認） ・要救護者の対応 ・滞留者の把握（人数、ケアの要・不要） ・負傷者の把握 ・施設被害状況の把握 ・職員の滞留環境確保 ・飲食物配布準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者への情報提供 ・航空関連機関との情報共有 ・アクセス道路の状況確認 ・飲食物・毛布の配布 ・インフラ機関への問合せと滞留者への情報提供
対馬南警察署 （空港派出所）		<ul style="list-style-type: none"> ・孤立状態の有無、滞留者（うち負傷者）の数、その他被害状況等の確認 ・負傷者の救助、避難誘導 	

対馬市消防署空港分遣所	・ 備蓄品の準備	・ 負傷者への一次対応 ・ 消防本部通信指令室を通じた医療機関への情報提供 ・ 毛布の貸し出し	
-------------	----------	---	--

表 4 - 1 - 2 : タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応		
		空港管理事務所	空港ビル	対馬振興局総務課
自然災害発生直後	交通機関が不通となり、滞留者が発生	・ 被害状況の収集・報告	・ 被害状況の収集・報告 ・ 旅客の状況把握と要救護者の対応 ・ 旅客の安全確保	
20分後		・ 総務課へ報告 ・ 支援依頼（人的・物的）	・ 施設の確認 ・ 航空機関との情報共有	・ 空港等からの情報収集、伝達
30分後			・ 滞留者への情報提供 ・ アクセス道路の確認 ・ インフラ機関への問合せ（復旧状況）	・ 支援準備（人的・物的）
状況により		・ 緊急物資の配布	・ 毛布・飲食物の配布	・ 緊急物資の受入 ・ 人的支援

4 - 2 . 早期復旧計画

(1) 被害想定

- ・ 大規模な自然災害（地震・大雨等）の発生により、灯火施設の破損及び滑走路面にクラックが発生し、斜面の一部が崩壊することにより、対馬空港が機能停止となり航空機の離着陸が不可。
- ・ ターミナルビルの建物が損傷する。
- ・ アクセス道路である県道の斜面が崩落。
- ・ 商用電源が供給停止。
- ・ 電話回線が不通。
- ・ 上水道が断水。
- ・ 路線バスが運休。
- ・ 航空保安無線施設等（VOR/DME、ILS、A/G）の損壊
- ・ 灯火施設の損壊

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、3時間以内に、必要な職員及び従業員が空港内に参集
- ・ 自然災害発生後72時間以内に、救援機（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運

航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

- ・ 自然災害発生後 10 日間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。
- ・ 航空保安無線施設等（VOR/DME、ILS、A/G）の復旧
- ・ 灯火施設の復旧

(3) 役割分担

表 4 - 2 - 1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 災害応急対策業務に係る関係機関との協定締結 ・ 施設損壊に備え、対応業者の選定確保	・ 基本施設、無線施設、灯火 ・ 電気施設の被害状況の確認	・ 基本施設、灯火・電気施設の復旧
福岡航空事務所 システム運用管理センター	・ 出張職員の指定	・ 航空保安無線施設等の被災状況の確認（監視装置、ITV等）	・ 航空保安無線施設等の機能回復
港湾課空港班	・ 保安管理規程に基づく保守の実施確認	・ 灯火施設の被災状況の確認	・ 被災灯火施設復旧に必要な関係部署との調整
ターミナルビル	・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化	・ 旅客ターミナルビル等の被害状況の確認、報告	・ 旅客ターミナルビル等の復旧
対馬振興局河港課	・ 基本施設の維持補修	・ 基本施設の被害状況の確認	・ 基本施設の最低限の機能回復
対馬南警察署 (空港派出所)		・ ターミナルビルの被害状況の確認	

表 4 - 2 - 2 : タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応		
		空港管理事務所	空港ビル	対馬振興局河港課
自然災害発生直後	空港施設が損傷 交通機関が不通	・ 被害状況の収集・報告	・ 被害状況の確認 ・ 利用者の安全確保	・ 基本施設の被害状況の確認
3 時間後			・ 担当者参集 ・ ビル施設の復旧	・ 担当者が空港内に参集
72時間後			・ 業務開始	・ 基本施設の応急復旧完了 (アスファルト)

表4 - 2 - 2 : タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応	
		システム運用管理センター	港湾課空港班
自然災害発生直後	施設損壊	・被害状況の収集・報告	・灯火施設の被災状況の確認
3時間後		・出張職員の参集	・灯火施設の被災状況の確認及び被災灯火施設復旧に必要な関係部署との調整
72時間後		・航空保安無線施設等の機能回復	・灯火施設の被災状況の確認及び被災灯火施設復旧に必要な関係部署との調整

4 - 3 . 電力供給機能

(1) 被害想定

- ・大規模な自然災害（地震・大雨等）の発生により対馬空港の商用電力の供給が停止。・（A）
- ・上記に加えて、非常用電源も喪失。・（B）

(2) 行動目標

(A)

- ・自然災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、72時間の電力を確実に確保するため、必要な燃料を確保。

(B)

- ・非常用電源の復旧
- ・九州電力へ高圧発電車の要請

(3) 役割分担

表4 - 3 - 1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・非常用電源設備や稼働のための燃料の確保	・九州電力に対する各種要請 ・非常用電源施設の稼働	・VFR（有視界飛行）による離着陸体制の確保 ・電源施設の復旧
対馬空港ターミナルビル株式会社	・バックアップ電源の維持管理	・ターミナルビル内の電源施設等の被害状況の確認	・バックアップ電源の稼働
	・ポータブル発電機の維持管理		・ポータブル発電機稼働
九州電力	・連絡体制を構築		・72時間を超える場合は高圧発電機車及び低圧発電機車による送電体制とする。

表 4 - 3 - 2 : タイムテーブル

経過 時間	被災状況		必要な対応		
			空港管理事務所	空港ビル	九州電力
自然災害 発生直後 (停電発生)	(A)	商用電力の供給 が停止。	・灯火施設の非常用 電源設備の稼働	・ターミナルビルの 非常用電源設備の稼 働 ・復旧時間の問合せ ・ポータブル発電機 稼働(3台)	・連絡体制の構築
	(B)	(A)に加えて、 非常用電源も喪 失	・九州電力に対し高 圧発電車の要請	・照明の確保 ・復旧時間の問合せ ・ポータブル発電機 稼働(3台)	・要請に対する体制構築
1時間					・被害状況等の現地調査と 復旧時間策定
4時間					・高圧発電車による送電の 開始 ターミナル
48時間以 上					・高圧発電車及び低圧発電 車による送電の開始 ②管制塔 + 電波装置 滑走路照明

4 - 4 . 通信機能

(1) 被害想定

- ・大規模な自然災害(地震・大雨等)の発生により、通信回線が切断。携帯電話中継基地の電源が共有されず機能停止となり、通信が困難となる。

(2) 行動目標

- ・自然災害発生後、48時間以内に通信環境を整備。

(3) 役割分担

表 4 - 4 - 1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・総合対策本部構成員との連絡体制の構築	・通信被害の情報収集 ・衛星電話等の確保	
ターミナルビル	・代替通信手段の準備		・滞留者へ情報提供
西日本電信電話(株)	・衛星携帯電話準備 ・応急ケーブルの確保	・衛星携帯電話配備(1台)	・衛星携帯電話配備(1台) ・切断ケーブルの復旧作業
対馬市消防署空港分遣所		・消防無線による連絡手段の確保	

表 4 - 4 - 2 : タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応		
		空港管理事務所	空港ビル	西日本電信電話(株)
自然災害発生直後	固定通信施設の断線	・被害状況の収集・報告	・災害有線電話の確保・使用	・衛星携帯電話配備
2時間後	携帯電話基地局の電力供給停止			・衛星携帯電話配備 ・復旧活動要員確保
12時間後				・携帯電話基地局の電力の復旧
24時間後				・復旧作業の実施

4 - 5 . 上水道機能

(1) 被害想定

- ・大規模な自然災害(地震・大雨等)の発生により、上水道が供給停止。

(2) 行動目標

- ・滞留者用の飲料水を24時間分確保。
- ・簡易トイレ、仮設トイレの24時間分を確保

(3) 役割分担

表4-5-1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・関係機関との連絡体制の構築	・自衛隊や水道課に対する給水車の派遣要請	
ターミナルビル	・飲料水、簡易トイレの確保	・関係機関への飲料水の供給要請	・使用制限などを滞留者等へ情報提供
水道局		・空港より連絡を受け、空港のみが機能喪失の場合、空港上水道施設の緊急点検を実施。機能喪失が空港だけではない場合、地域全体の上水道機能回復を最優先とする為、空港に参集できない。電話での状況説明のみとなる。	
対馬市消防署空港分遣所		・化学消防車を活用した給水措置（手洗い用・トイレ用水）	

表4-5-2：タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応		
		空港管理事務所	空港ビル	水道局
自然災害発生直後	上水道管が破裂	・被害状況の収集・報告		
状況に応じ		・緊急点検依頼	・飲料水の用意・配布	・空港のみの場合、空港で緊急点検。空港だけではない場合、電話で状況説明のみ。
状況に応じ				・上記、空港のみの場合で点検を行った結果、原因が水道局所有の施設の場合、水道局が修繕を行い復旧を目指す。 原因が空港所有の施設の場合、空港管理者へ報告。

4 - 6 . 燃料供給機能

(1) 被害想定

- ・大規模な自然災害（地震・大雨等）の発生により燃料の供給が機能停止
- ・備蓄燃料が枯渇。

(2) 行動目標

- ・自然災害発生後、72時間、空港外からの燃料供給が寸断されても、空港内における残存燃料を活用することにより、燃料供給体制を維持。

(3) 役割分担

表 4 - 6 - 1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・タンク容量の確保	・関係機関に対する燃料の供給要請 ・給油施設の緊急点検	
燃料供給業者	・タンク容量の確保 ・給油施設の点検		
対馬空港ターミナルビル株式会社	・給油施設の定期点検	・給油施設の緊急点検	・電気がSTOPした場合、手動で給油 ・残燃料の確認と、燃料会社への供給手配

表 4 - 6 - 2 : タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応	
		空港管理事務所	空港ビル
自然災害発生直後	アクセス道路が不通、供給が絶たれる	・給油施設の点検	・給油施設の点検（危険物管理者及び施設担当者）
3時間後			・手動給油の準備（運送課係員）
4時間後			・バックアップ発電機への給油（施設担当者及び運送課係員）
状況に応じ			・車両への給油（運送課係員）

4 - 7 . 空港アクセス機能

(1) 被害想定

- ・大規模地震の発生により、空港と国道を結ぶ県道が不通となり、通行止めとなる。

(2) 行動目標

- ・ 滞留者を空港外に避難させるため、24時間内に代替通路（人道）を確保。
- ・ 滞留者が24時間滞在できるための環境を確保。

(3) 役割分担

表4-7-1

機関名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所		・ 必要に応じバス（対馬交通株）の出動要請	
対馬振興局総務課		・ 道路・バス等情報の収集・整理	
対馬振興局道路課	緊急時の対応施工業者を決める	・ アクセス道路の被害状況の確認	・ アクセス道路の機能回復
対馬南警察署 （空港派出所）		・ 交通規制状況の連絡 ・ 現場における交通規制 ・ 滞留者の避難誘導	

表4-7-2：タイムテーブル

経過時間	被災状況	必要な対応		
		対馬振興局総務課	対馬振興局道路課	その他関係機関
自然災害発生直後	アクセス道路が寸断			
1時間以内		・ 道路・バス等情報の収集・整理	・ アクセス道路の被害状況の確認し、緊急対応業者に復旧工事の指示	
24時間以内			・ 代替通路（人道）を確保	・ 代替道路（人道）確保及び補助
72時間以内			・ 1車線を確保	

5. 外部機関との連携

- ・ 対馬空港医療救護活動に関する協定書 [平成28年2月1日]
【対馬空港管理事務所 - 長崎県病院企業団対馬病院、長崎県病院企業団上対馬病院】
- ・ 消防協定書 [平成13年9月5日]
【対馬空港管理事務所 - 対馬総町村組合】
- ・ 対馬空港内自衛消防等に関する協定書 [平成30年9月30日]
【対馬空港管理事務所、福岡航空地方気象台対馬航空気象観測所、対馬空港ターミナルビル株式会社、日本通運株式会社福岡航空支店対馬営業所、株式会社セノン福岡支社】

- ・大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定（平成18年4月18日）
【対馬振興局 - 社団法人長崎県建設業協会対馬支部】

6. 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況
【対馬空港管理事務所、対馬空港ターミナルビル（株）、国土交通省航空局福岡空港事務所、対馬市消防署空港分遣所、日本通運福岡空港営業課対馬分室】
- ・空港内の滞留者の状況
【対馬空港ターミナルビル（株）】
- ・地震や津波等の自然災害の状況
【気象庁 長崎地方气象台】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
【ANA、ORC】
- ・旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
【対馬空港管理事務所】
- ・空港アクセスの運行状況
【対馬交通（株）】
- ・空港周辺の道路状況
【対馬南警察署、対馬振興局道路課】

(2) 情報の集約と発信

上記(1)で整理された情報について、総合対策本部で集約。

↓

集約した情報を「総合対策本部」の各構成員に提供。なお、その情報は現場の担当レベルまで正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供

- ・国土交通省航空局災害対策本部（航空局総務課危機管理室）
- ・大阪航空局災害対策本部（大阪航空局総務部安全企画・保安地策課）

↓

「総合対策本部」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関にて影響する資料を作成し、情報を発信。

併せて、対馬市告知端末にて情報を放送

↓

滞留者に対しても、対馬空港ターミナルビル(株)が情報を提供。

《総合対策本部（長崎県対馬空港管理事務所）連絡先》

電話：0920-54-2159

FAX：0920-54-4049

E-mail：s14080@pref.nagasaki.lg.jp

7. 訓練計画

(1) 訓練の実施

- ・対馬空港総合対策本部主催の訓練を、毎年1回実施する。
- ・訓練の企画・立案は対馬空港管理事務所が行う。
- ・訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る。
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて、A2 - B C Pの改訂を行う。

(2) 日常点検の実施

- ・対馬空港管理事務所、対馬空港ターミナルビル(株)は、最低1年に1回、非常用電源の稼働確認を行う。
- ・対馬空港管理事務所、対馬空港ターミナルビル(株)は、最低1年に1回、非常食、飲料水、毛布等、備蓄品の確認を行う。
- ・対馬空港管理事務所、対馬空港ターミナルビル(株)は、最低1年に1回、法令点検を必要としない非常用機器の動作確認を行う。

8. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

(1) 基本施設

長崎県土木部港湾課空港班 [土木職 2 名] 長崎県対馬振興局河港課 [土木職 6 名]

(2) 無線施設

航空局福岡航空事務所 システム運用管理センター

(3) 灯火・電気施設

長崎県土木部港湾課空港班 [電気職 2 名] 長崎県対馬空港管理事務所 [電気職員 3 名]

(4) 旅客ターミナルビル

対馬空港ターミナルビル(株) [危険物担当(燃料関係) 2 名]
[電気・通信 2 名]